

## とっとり支え愛活動支援補助金審査会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、とっとり支え愛活動支援補助金審査会（以下「審査会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものである。

### (審議する事項)

第2条 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第2条第3項の規定に基づき設置されるものであり、その審議内容は、とっとり支え愛活動支援補助金の補助対象となる事業の計画の審査及び採択に関する事項とする。

### (組織)

第3条 審査会は、委員6人をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる者とする。

### (委員)

第4条 委員の任期は、任命した日から平成27年度末までとする。

### (秘密を守る義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

### (庶務)

第6条 審査会の庶務は、鳥取県福祉保健部長寿社会課において行う。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の設置に関し必要な事項は、鳥取県福祉保健部長寿社会課長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年12月3日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月2日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月15日から施行する。

(別表)

氏 名	役 職	所 属
八幡 廣子	会長	米子市民生児童委員協議会
寺坂 純子	主任企画員	東部とっとり創生支援センター
桑村 真喜子	主事	社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会
坂本 浩彰	副局長	鳥取県西部総合事務所福祉保健局
寺坂 和利	副局長	鳥取県中部総合事務所福祉保健局
小澤 幸生	課長	鳥取県福祉保健部長寿社会課